

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田 洋司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	厚保地区 (上村・中村・下村・横坂・奥畑・金山・岩ヶ河内・大向・江の河原・小杉・熊の倉上・熊の倉・坂本・千歳・大村・土器・本郷東・本郷西・本久・沓野1区・沓野2区・梅香・中原・原・深土・大日・駒ヶ坪・長尾・平沼田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(川東)

法面の傾斜がきついため、草刈り作業は重労働であり、主に60代～70代の個人農家や法人が行っている。しかし、この世代の引退後の人手確保が難しく、外部委託を希望しても高額な委託費が障害となっている。特に個人農家では、所得が見込めず経費が負担となり、後継者確保が困難で、5年以内に限界が来るとされている。また、一部地域では冬季の雪不足が水稻の作付けに影響を及ぼし、鹿の獣害も増加しており、捕獲後の処理が猟師不足で困難になっている。

(山中)

高齢化が進む中で後継者が不在となり、一部の集落では農地が荒廃し管理が困難な状況。管理農地の交換によって担い手に集約することが効率的な営農につながる可能性があるが、ほ場条件が多様であるため、容易には進展しないと考えられる。地域の中心部の農地は現在は管理が可能だが、今後は非農家との共同作業も検討する必要がある。

(本郷)

沓野1区では、法人委託と個別担い手3名で営農しているが、中山間直支協定の取り組みは活動継続が不安視され中止。一方、沓野2区ではほ場整備率が95%で、法人委託(75%)と認定農業者2名が営農を行い、中山間直支協定活動は継続中。委託先の法人は経営改善のため、受託農地の見直しを検討しており、今後の地域内での管理には協力と支援が求められる。また、農業大学校に通う20代が就農予定であるが、山間の団地では農道や水路が毎年被災し、鳥獣被害も多発している。本久地区では、70代の2農家が営農し、地区外の認定農業者も一部耕作。土器地区には機械共同利用組合があり、地域内の4農家が中心となって営農。田植えは個人で行い、稲刈りは組合が実施し、水源は全て山からの湧水で水路や農道の整備が必要。また、獣害対策として電柵が設置するもシカやイノシシの被害が増加。大村地区では、多くの農地が法人により管理され、その他は個人農家や地区外の認定農業者が耕作。坂本一区・二区では、全て未整備田で厚狭川流域の水害の影響で荒廃し、営農が困難な状況。

(原)

梅香地区では、高齢化に伴い作業者が減少しており、用水確保や山側の圃場の維持管理が難しく、法人の経営規模の縮小が予想される。中原、原、大日地区では法人が耕作しており、圃場整備が行われているため、継続的な維持が可能であるが、原川沿いの水田や山水で耕作している地区では農家の高齢化が進んでおり、維持管理が困難になる見込み。また、資材費の高騰により収益が見込めず、後継者を頼ることが難しい状況。平沼田地区では、認定農業者などの個人農家が維持管理を行っており、鳥獣害対策として2mの柵が概ね設置されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来は機械の共同利用と共同作業の実施など地域住民一体で農地を守る体制整備の構築を図る。平野部の条件の良いほ場整備田を中心に法人や認定農業者などの担い手へ集積、集約化を図るとともに、中山間地域は、集落内の個別担い手が協力して営農継続に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	505 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	505 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、当面の間は目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。なお、保全・管理を行う区域は関係者協議のうえ、必要に応じて適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

継続協議

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構を活用し条件の良いほ場を法人や認定農業者等中心的担い手に集積・集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

継続協議

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

継続協議

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

継続協議

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害防護柵の維持管理を継続。

⑧山水を水源とする地区での用水確保対策(水路補修等)と農道の補修・維持管理(大雨で被災箇所あり)。また、水稻の作付けに必要な不可欠な井堰の改修を行う。